



小林市子 議員

## 地域の環境整備と適正管理についての指導は

### 県が検討している廃屋対策に町も準ずる考え方

質問：管理されていない空き家や

荒廃地は集落だけでは解決できない問題があり、課税をしている町が行政指導する責務があると思うが。

町長：空き家が管理されていない状況なのかが判断出来ない所があり、

今後は町と集落が働きかけを強めていく。景観については、林や山の荒廃化が問題になる。昨年から、間伐事業を通じて、八ヶ岳側も西山側もきれいになつってきた。

空き家対策や景観に対しては、長野県でも観光地における廃屋対策研究会が発足。県がある程度強制的に廃屋問題解決の検討を始めているので、県に準じて町も考えていく。荒廃農地

質問：市街地の家庭で処理しにくく生ごみを、モデル地区を設定し、専用袋で収集・堆肥化する試行実験が出来ないか。

町長：ごみ処理負担金の算出方法が人口割りから実績割りに変わり、昨年度は人口割り計算と比べると負担金が約1000万円減少した。町民の皆さん意識が高く、ごみ減量も進んでいる結果だと思う。

堆肥化の機械やコンポストは、補助金の効果もあって現在7~34台になつた。市街地の生ごみの収集については、企業との折衝もあるので、検討課題したい。

質問：メガソーラーを含めて、大

地の持つている土壤菌での堆肥化も自然エネルギーだ。推進していく考えは、町長：ごみ減量が限界に来ているが、あきらめないでもう少し頑張りなさいというメッセージかと思いつ。工口のまちづくり、循環型のまちづくりといふ考え方については、賛成だ。

□その他の質問  
＊税収入の見通しと裏付けについて

については、区の方から土地の所有者に対する何らかの連絡があると思う。

### ■循環型社会を目指す資源ごみの処理について

#### 富士見町議会会議規則の見直し

富士見町議会会議規則は平成3年につくられましたが、地方自治法の改正、議員定数の削減などから、見直しすることになりました。

議員定数の削減に伴い、議案提出、動議を提出する場合等の人数の見直し、会議時間の変更等の改正を行います。

町長が議員の質問に対し論点整理に必要な場合に質問することができる「反問権」の項目を追加し、その行使については再度町長と確認し合いました。

\*請負契約締結議案等の早期議決、早期執行が可能になる

\*議会が主導的、機動的に活動できる

デメリットとしては、開催経費の増加、執行部の業務が煩雑になるなどが考えられます。

### ■通年議会の導入検討

平成16年の地方自治法改正により議会の開催回数制限が撤廃され、自治体が任意に議会のあり方を決めることが出来るようになりました。現在、町長の招集で年4回の定例会と同時に臨時会が開かれており、議会側に招集権はありません。

「通年議会」を導入するのことで

開会を年1回、会期はほぼ1年間となり、議長が必要に応じて本会議や委員会を開催できるようになります。(定例会年4回は変更ありません。)

招集の必要がないことから、緊急時にすぐ対応できる他、次のメリットが考えられます。

\*町長の専決処分がなくなる  
\*議員提案の議案はいつでも提出・受理できます。

\*委員会の閉会中の継続審査の手続きが不要

\*請負契約締結議案等の早期議決

今後、神奈川県開成町、軽井沢町、小布施町等、先進的に導入している市町村の事例を参考に、メリット・デメリットの検証、富士見町に合った運用方法を検討していきます。

（その他）

## 議会改革の進捗状況をお知らせします

### 富士見町議会会議規則の見直し

開会を年1回、会期はほぼ1年間となり、議長が必要に応じて本会議や委員会を開催できるようになります。(定例会年4回は変更ありません。)

招集の必要がないことから、緊急時にすぐ対応できる他、次のメリットが考えられます。

\*町長の専決処分がなくなる  
\*議員提案の議案はいつでも提出・受理できます。

\*委員会の閉会中の継続審査の手続きが不要

\*請負契約締結議案等の早期議決

\*議会が主導的、機動的に活動できる

デメリットとしては、開催経費の増加、執行部の業務が煩雑になるなどが考えられます。

### ■通年議会の導入検討

平成16年の地方自治法改正により議会の開催回数制限が撤廃され、自治体が任意に議会のあり方を決めることが出来るようになりました。現在、町長の招集で年4回の定例会と同時に臨時会が開かれており、議会側に招集権はありません。

「通年議会」を導入するのことで